

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 1 日現在

機関番号：13601

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530026

研究課題名（和文） イギリス憲法学における「共和主義」

研究課題名（英文） ‘Republicanism’ in the British Constitutional Law

研究代表者

成澤 孝人（NARISAWA TAKATO）

信州大学・法曹法務研究科・准教授

研究者番号：40390075

研究成果の概要（和文）：本研究が対象とする共和主義とは、平等な市民の地位を理論の中核とし、市民がその自由を確保するために政治に参加することによって、国家権力の恣意的な行使を抑制しようとする政治理論である。本研究は、共和主義の内容を明らかにし、日本の裁判員制度を共和主義の視点から批判的に考察するとともに、イギリス憲法学において共和主義理論を提示する学説を検討し、議会制民主主義を人権保障から捉える憲法モデルを提示した。

研究成果の概要（英文）：In this study, I clarified the concept of republicanism and emphasized the importance of it on Constitutional Law. Republicanism is a political theory that emphasizes the civic role of citizens to check political power, and encourages them to participate in politics to restrain the arbitrary use of power from the state. As a part of this critical study, I considered the Japanese lay judge system from the viewpoint of republicanism. I also examined arguments that the British Constitution should be interpreted according to republicanism. Finally, to protect human rights, I came to the conclusion that parliamentary democracy should be reevaluated, and became more convinced in the merits of republicanism.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	400,000	120,000	520,000
2010 年度	900,000	270,000	1,170,000
2011 年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
総計	1,700,000	510,000	2,210,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：イギリス憲法学、共和主義、市民の司法参加、立憲主義

1. 研究開始当初の背景

本研究の直接の動機は、近代の立憲主義の淵源を経済史的な理解に求める通説的な見解に対し、その国における共通の時代体験を通じた共通意識がその国の立憲主義を生み出すという契機を強調することにあった。そのような観点から、本研究が注目したのは、

17 世紀初頭にイギリスにおいて現れた共和主義という思想である。

本研究の対象である共和主義は、政治参加の自由を強調する 80 年代に主張された共和主義ではなく、20 世紀末に Q・スキナーと P・ペティットが提示し、最近、ますます英米圏の思想において注目されつつある「非従属と

しての自由」を主張する共和主義である。

スキナーとペティットは、この政治思想を17世紀イギリス革命に発見する。わたしは、イギリス憲法生成の歴史に関する以前の研究において、17世紀イギリスの議会人が主張した自由が単なる国家からの自由とは異なるということを十分に明らかにすることができなかったが、彼らの研究を参照することによって、17世紀イギリスの憲法上の革命が、無条件の国家からの自由ではなく、自由を保障する国家を求めるものであったことを理解することができると考えた。

こうして、スキナーとペティットの見解とわたしのそれまでの研究成果から、新たな研究のための一つの視角が導き出された。つまり、18世紀以降の憲法の理解には、政治参加を強調する潮流と、消極的自由を強調する潮流が存在するが、立憲主義の萌芽期においてはこの両者は一体のものであり、その一体のものとしての「立憲主義」を体現しているのが、17世紀のイギリス革命において主張された「共和主義」ではなかったか、ということである。

わたしは、この新しい視角は憲法学にとって重要だと考えた。90年代以来、日本の憲法学において、主流となりつつある「リベリズム憲法学」の立場に対し、わたしは、市民の民主的な参加の重要性を強調したいと感じていた。しかし、以前の共和主義の理解は、消極的自由と深く結びついた立憲主義の理解と衝突するという難点があった。この点、新しい共和主義理解における自由はあくまでも消極的自由であるから、立憲主義の通常理解との齟齬は少ない。さらに、その自由観は、自由を守るために市民が政治に参加すべきこと、また、自由を守るため適切な国家干渉がありうることを主張するのであり、単なる消極的自由とは異なる。ペティットのいう「第三の道」は、「立憲主義と民主主義の対立」という難問を解決する一つのがかりになるのではないかと考えた。

本研究の背景として、もう一点あげるべきは、ヨーロッパ人権条約の国内法化という形で「違憲審査制」を導入したイギリスにおいて、従来の議会主権の憲法観に立つ論者が、その正当化根拠として、スキナー・ペティットの共和主義に依拠する議論を立てていたことである。ここで重要なのは、彼らの見解において、議会が自由を守るための機関として主張されていることである。民主的な機関である議会の方が、市民のコントロールの及ばない裁判所よりも自由を保護するのに適しているという見解には、日本の憲法学が参照すべきものが含まれているように感じた。

以上が、本研究開始の背景である。

## 2. 研究の目的

以上を背景とした本研究の目的として、次の二つを挙げることができる。

第一の目的は、共和主義という思想の内容を明らかにし、憲法学における意義を検討することである。憲法規範の解釈は、解釈者の想定する政治哲学と切り離すことはできない。わたしは、現在、多くが支持しているリベリズムに対して、共和主義に依拠する憲法解釈を提示することが重要だと考えているが、そのためには、共和主義とは何かを明らかにしなければならない。その際に、特に意識しなければならないのは、共和主義はリベリズムとどこが異なるのか、また、「第三の道」として提示された新たな共和主義は、政治参加を強調するそれまでの共和主義理解とどのような関係になっているのかである。

第二の目的は、イギリス憲法学における共和主義派の見解を詳しく検討することによって、共和主義が憲法学にもつ意義の一端を明らかにすることである。周知のように、イギリスにおいては違憲立法審査権は存在しなかったが、1998年人権法によって、違憲立法審査権に類似する制度ができた。このような時代の趨勢に対抗して、共和主義に依拠して議会主権を擁護する見解が提示されている。本研究は、それらの見解を検討することを通じて、イギリス型共和主義憲法モデルの射程を明らかにすることを目的とする。

## 3. 研究の方法

本研究は、憲法思想および憲法制度の研究であるから、その方法は、文献の読解と分析による。まずは、ペティットおよびペティットの見解に影響された論者の見解の検討、次に、イギリス憲法学において共和主義を主張している見解の検討が必要である。そのために、早稲田大学図書館をはじめとする国内の図書館を利用し、研究をすすめた。

## 4. 研究成果

平成21年度は、民主主義科学者協会法律部会学術総会にて日本の裁判員制度を共和主義の視点から報告する機会に恵まれた。ペティットは、主著『共和主義』を著す以前に、刑事的正義を共和主義思想に基づいて考察していることから、共和主義と刑事的正義には密接な関連がある。共和主義と刑事的手続という課題は、本研究の当初の目的とは、若干ずれるものではあるが、共和主義に基づく新たな憲法解釈の実践として、本研究の一環としてこの問題に取り組んだ。また、裁判員制度の憲法適合性を共和主義から肯定する見解が提示されており、そのような見解について、反論しておくべきだと考えた。

こうして得られた成果は、共和主義を政治参加から肯定する見解（新アテネ主義）から

裁判員制度を正当化することは可能ではあるが、非従属の自由の確保のための政治参加（新ローマ主義）を基軸に日本の裁判制度をみるならば、必ずしも肯定できるものではないというものである。たしかに、共和主義と司法への市民参加には親和性があるが、新ローマ主義からみたと、共和主義における市民参加の目的は、市民としての法的地位の十分な保障およびその地位の回復にあるべきであり、日本の裁判員制度は、その要請に適合していないと考えられる。平成22年度に、憲法理論研究会春季研究総会にて、このテーマでコメンテーターを務める機会に恵まれ、その成果を、憲法理論叢書<sup>19</sup>『政治変動と憲法理論』において発表した。

平成23年度には、これまでの研究の一部を『共和主義とイギリス憲法』という論文にまとめ、信州大学法学論集19号に発表した。以下は、本論文で明らかにした成果である。

まず、C. ラボルデ、J. メイナー、S. ベッソン、J. マルティらの見解を参考に共和主義の思想の内容とその特徴を検討した。共和主義理論の中核となるのは、共和国の市民の地位の平等性である。共和主義とは、共和国が市民に対して平等な地位を実現し、自由を保障された市民が、共和国の政治に参加することによって、国家の専制的な権力行使を抑制し、その自由を維持するというシティズンシップの政治理論であり、現代社会における様々な専制的な権力に対峙していくための規範的主張として非常に魅力的である。彼らの見解の検討から、現在議論されている共和主義理論の中心が、新ローマ主義的理解であることが明らかとなった。問題は、リベラリズムや新アテネ主義的共和主義との異同である。わたしの当初の関心からすれば、ペティットの見解は、「第三の道」として、二つの立場と区別しようと考えていたのであるが、ベッソンとマルティは、そのような理解は、リベラリズムと区別されるところの「共和主義」という政治思想を浮かび上がらせるためには十分ではないと指摘する。わたしは、彼女らの指摘を受け、二つの共和主義を、自由を実現するために、平等な市民としての「徳」をもって政治に参加することを理想とする政治思想という観点から統合的に理解するべきという理解に達した。そのような共和主義には、自由を政治参加と捉える立場と非従属と捉える立場があり、日本国憲法と整合的なのは後者であると考えられる。このような理解に基づいて、共和主義に基づく日本国憲法の解釈というさらなる研究課題を得ることができた。

イギリス憲法学における共和主義という課題については、A. トムキンスとR. ベラミーという二人の論者の見解を詳しく検討した。

トムキンスは、憲法の目的は政府を拘束することであるという視点から、イギリス憲法は、議会がその機能を担う「政治的憲法」から、裁判所の違憲審査制によってそれを実現しようとする「法的憲法」へと変化しつつあることを指摘したうえで、その変化はイギリスが歴史的に達成してきた憲法規範から逸脱するものだという議論を立てる。トムキンスによると、共和主義は17世紀の憲法革命によってイギリス憲法に歴史的に埋め込まれており、したがって、議会主権は憲法規範なのである。また、トムキンスは、こうして得られた共和主義の規範から、国王大権の廃止を含むラディカルな改革案を提示するのである。

共和主義の規範を歴史的に導くトムキンスに対し、政治哲学的視点から議会主権を擁護するのがベラミーである。ベラミーは、非従属の自由としての共和主義を支持し、その観点から、裁判所の違憲審査制が共和主義に反すると主張する。その理由は、憲法解釈の不一致を避けることが不可能である以上、裁判官に憲法解釈権をゆだねることは「支配＝従属」を意味するからである。それに対して、政党を通じた議会主権は、議会による手続による決定の「正しさ」を全員が受け入れるという点で、憲法解釈における不一致という難点を回避することができる。さらに、ベラミーは、少数派の権利は、多元社会における政党の競争を通じて保障されていくことを指摘し、さまざまな主体が政党を通じて公の議論に参加しながら、最終的には議会の決定に全員が従うという通常の議会制民主主義の姿を、権力が抑制されながら全体の利益を達成していくという立憲民主主義の規範と結びつけて説明した。

両者の見解は、裁判所による立憲的統制の難点を指摘し、自由の保障は議会を中心とした民主政の中で実現されるべきであり、そのためには議会の権限の強化の方向で対応する方が望ましいことを示したものである。このモデルの憲法学における意義は、第一に、裁判所が人権保障のための最善の機関とはいえないことを指摘したことである。次に、議会を人権保障の機関と位置づけることによって、国会を中心とする立憲民主主義のモデルを立てることを可能にすることである。また、統治機構論の視角からは、内閣総理大臣を中心とした「強い行政権」のモデルに対して、責任内閣制という立憲的なモデルを積極的に位置づけること可能になる。

以上が、本研究のこれまでの成果である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

- ①成澤孝人「共和主義とイギリス憲法」信州大学法学論集、19、83-150, 2012, 査読無,  
<http://hdl.handle.net/10091/15670>  
②成澤孝人「裁判員制度と憲法理論」法の科学 41. 64-77, 2010, 査読無

〔学会発表〕(計2件)

- ①成澤孝人 刑事的正義と市民参加 ― 総会報告に対するコメント― 憲法理論研究会春季研究総会 2011.5.15, 東京  
②成澤孝人 裁判員制度と憲法理論 民主主義科学者協会法律部会 2009年度学術総会. 2009.11.22, 神戸

〔図書〕(計1件)

- ①高見勝利、奥田喜道、曾我部真裕、本秀紀、岡田信弘、高橋雅人、大江洋、徳永貴志、今関源成、石塚伸一、渡邊弘、成澤孝人、柳瀬昇、船尾徹、石村修、白水隆、中富公一、山村晋、毛利透、藤井樹也 敬文堂『政治変動と憲法理論』, 2011, pp. 167-173.

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

成澤 孝人 (NARISAWA TAKATO)  
信州大学・法曹法務研究科・准教授  
研究者番号：40390075